

令和元年 5 月 14 日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

厚生労働省労働基準局労働関係法課

「働き方改革に向けた労働時間等のルールの定着」事業の
実施に当たっての周知広報活動について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、景気は緩やかに回復しているものの、民事上の個別労働紛争の相談件数は高止まりしており、個別労働関係の安定を図るためには、引き続き労働契約の基本的なルールを定めた労働契約法の内容のきめ細やかな周知を行うことにより、労使双方が労働契約法を積極的に活用するよう働きかけることが必要です。

また、平成 25 年 4 月に施行された改正労働契約法により、同一の使用者ととの間で、有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール（無期転換ルール）が導入されたところです。改正労働契約法の施行から 5 年を迎える平成 30 年 4 月以降、多くの有期契約労働者に期間の定めのない労働契約への転換を申込みことのできる権利（無期転換申込権）が発生していることから、無期転換ルールの定着に向けて、事業主及び労働者双方への周知を行う必要があります。

このため、厚生労働省では、今年度は労働契約等解説セミナー（今年度受託者：ランゲート株式会社）を 5 月下旬から順次、全国 47 都道府県において実施することとしたところです。

貴団体におかれましては、本セミナーの趣旨を御理解の上、貴団体会員様等への周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては、別添 1 及び別添 2 をご参照ください。

なお、上記受託者より、別途、具体的な御協力の依頼をさせていただく予定であることを申し添えます。

(担当)

厚生労働省労働基準局関係法課

労働契約係 高田、久保田、西内

電話 03-5253-1111(内線 7753、7750)

03-3502-6734(夜間直通)

ランゲート株式会社

労働契約等解説セミナー事務局 田中

電話 075-741-7862

メール 9010@mb.langate.co.jp